

江田島市

第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



基本理念

一人ひとりが自分らしく輝き
共に生きるまち。
えたじま



令和6(2024)年3月
広島県 江田島市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	1
【2】計画の法的根拠について	2
【3】計画の期間	3
【4】計画の対象	3
【5】計画の性格	4
【6】計画の策定体制	5
【7】参考／国の障害者基本計画（第5次）の概要	6
第2章 障害のある人を取り巻く現状	7
【1】人口の動き	7
【2】障害者手帳所持者等の状況	8
第3章 調査結果から読み取れる現状と課題	15
【1】アンケート調査結果から読み取れる課題	15
【2】障害者支援に関する事業所調査結果から読み取れる課題	21
【3】障害者支援に関する関係団体調査結果から読み取れる課題	25
第4章 前期計画の進捗状況	27
【1】成果目標の進捗状況	27
【2】第6期障害福祉計画の進捗状況	35
【3】第2期障害児福祉計画の進捗状況	40
第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	41
【1】国の基本指針について	41
【2】成果目標の設定	45
【3】第7期障害福祉計画	59
【4】第3期障害児福祉計画	67
第6章 計画の推進	69
【1】推進体制	69
【2】推進状況の進行管理	70
資料編	71
【1】江田島市保健福祉審議会規則	71
【2】江田島市保健福祉審議会 障害者福祉部会 委員名簿	73

第1章 計画の策定にあたって

【1】計画策定の社会的背景と趣旨

1 計画策定の社会的背景

近年、障害のある人の高齢化や重度化、介助者の不足や親亡き後の支援の在り方など、その課題やニーズは複雑化、多様化しています。

そのような中、国においては、令和3（2021）年の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）（令和3年法律第81号）」の施行をはじめ、毎年のように、障害のある人の支援に関する法制度の改正等が進められています。

令和5（2023）年3月には「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」第11条の規定に基づく、障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、条約の理念の尊重及び整合性の確保をはじめ、共生社会の実現に資する取組の推進など、全ての施策分野に共通する「横断的視点」が改めて定められました。

一方、広島県においては、令和5（2023）年度に「第5次広島県障害者プラン」と「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」が策定されました。

2 計画策定の趣旨

本市では、平成29（2017）年3月に「障害者基本法」の規定に基づく「第2次江田島市障害者計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、その基本理念を「一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・江田島」と定め、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進しています。

令和3（2021）年3月には、障害福祉サービス等の提供体制を確保し、計画的な実施を図るため「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害福祉計画」及び「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に基づく「障害児福祉計画」を一体のものとして「江田島市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下「前期計画」という。）を策定しました。

この度、第2次計画及び前期計画の計画期間の満了に伴い「第3次江田島市障害者計画」（以下「第3次計画」という。）及び「江田島市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定し、様々な障害者福祉施策を推進するとともに、多様なニーズに応じた障害福祉サービス等の充実に努め、全ての人にとって暮らしやすい社会を目指します。

なお、第3次計画と本計画は、計画期間が異なることから、別冊で作成します。

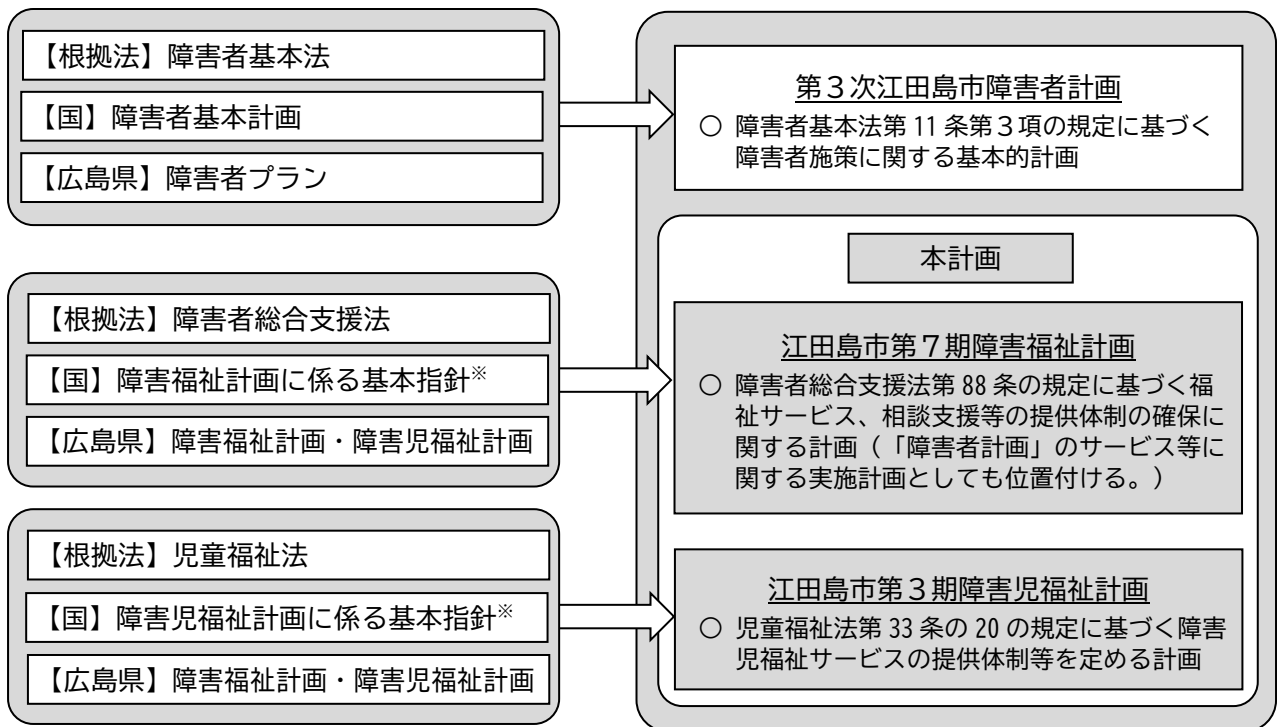
【2】計画の法的根拠について

第3次計画は「障害者基本法」第11条の規定に基づく、長期的視点に立って障害のある人の日常生活に関わる福祉施策を定める総合的な計画です。

一方、本計画は「障害者総合支援法」第88条及び「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく、障害福祉サービスや市町等が主体となって柔軟に実施する地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量及びその確保方策、障害児支援に向けたサービス提供体制の整備等を定める計画です。

策定にあたっては、社会環境の変化や国の制度改正、本市の障害のある人を取り巻く環境、並びにアンケート結果等に基づく障害のある人の現状やニーズなどを踏まえ、より実効性のある計画を目指して策定します。

【計画の根拠法等】



※ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後（令和5（2023）年2月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課）

【3】計画の期間

第3次計画の計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間です。本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

それぞれの最終年度に、それまでの取組の点検、評価を行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
障害者計画	第2次計画			第3次計画					
障害福祉計画	第6期計画			第7期計画(本計画)			第8期計画(次期計画)		
障害児福祉計画	第2期計画			第3期計画(本計画)			第4期計画(次期計画)		

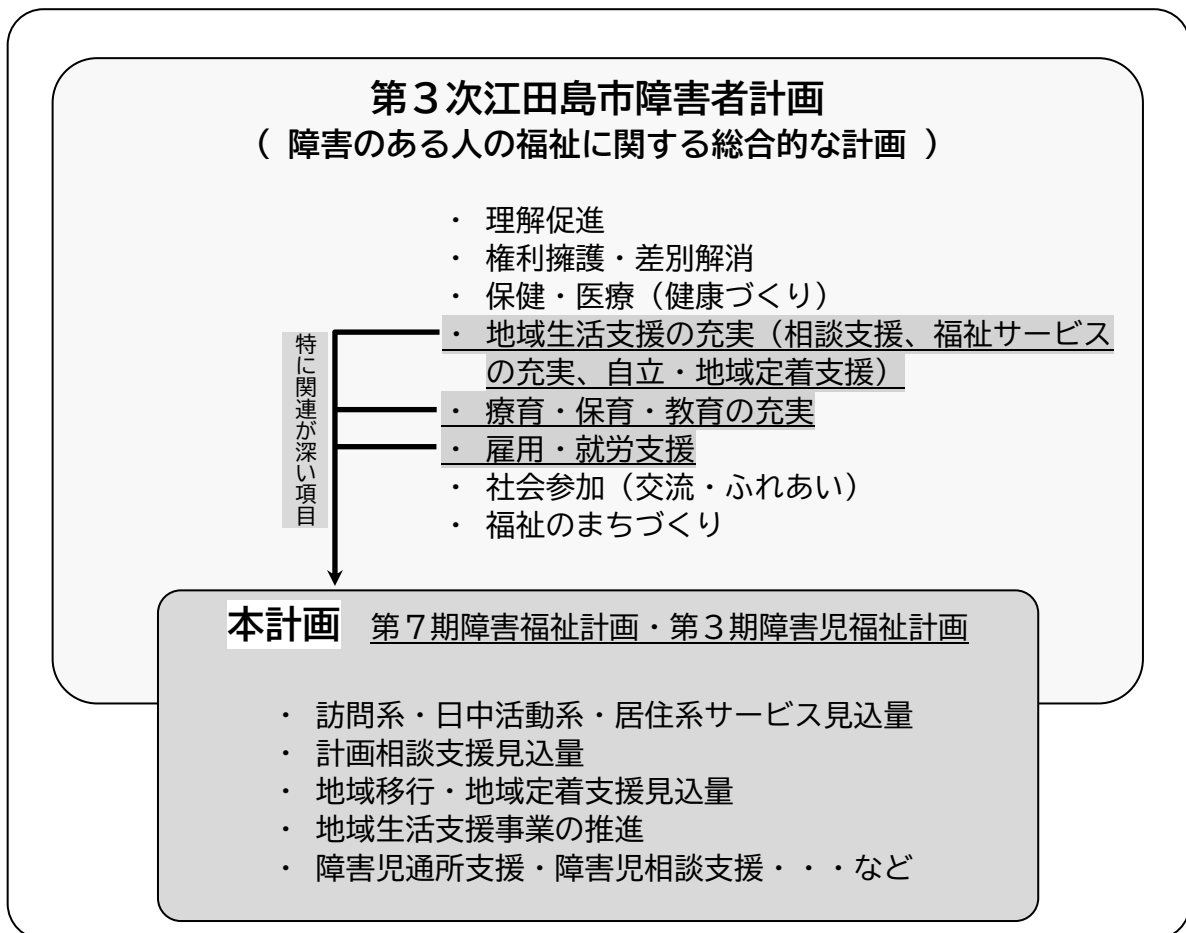
【4】計画の対象

本計画における「障害のある人」「障害者、障害児」の概念は「障害者基本法」第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

【5】計画の性格

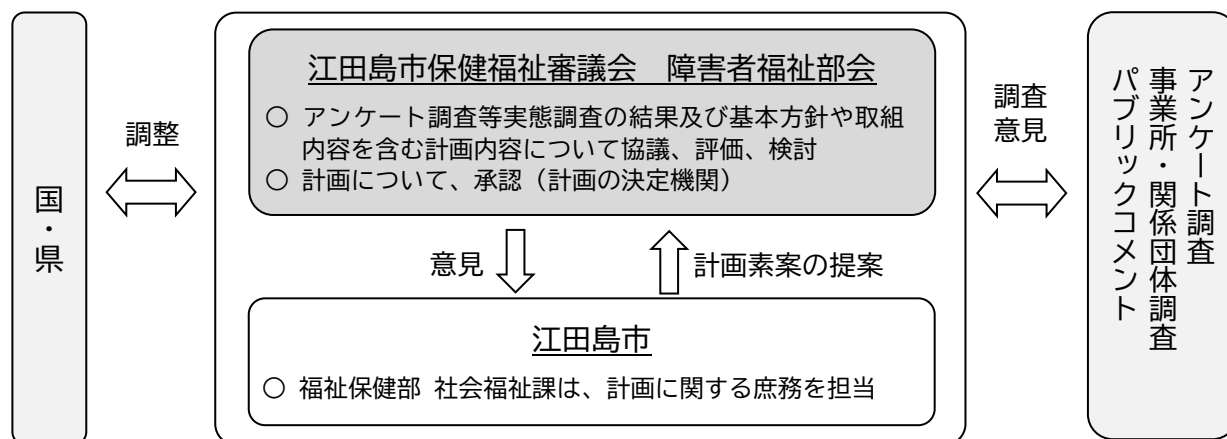
本計画は、第3次計画との調和が保たれるよう策定します。

【 障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関連性 】



【6】計画の策定体制

計画の策定にあたっては、アンケート調査や事業所調査等を通じて、市民や関係機関、団体等の実態や意見等を把握するとともに、各種団体や組織の関係者などから構成される「江田島市保健福祉審議会」及び「同審議会障害者福祉部会」において、本計画の内容についての審議を行いました。また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。



1 アンケート調査の概要

調査名称	江田島市 福祉に関するアンケート調査
調査対象	市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び福祉サービス利用者、障害児通所支援受給者
調査方法	郵送配布～郵送回収
調査期間	令和4（2022）年12月
有効回収数／配布数 （有効回収率）	655票／1,514票（43.3%）

2 事業所・関係団体調査の概要

調査名称	江田島市 障害者支援に関する事業所調査	江田島市 障害者支援に関する関係団体調査
調査対象	市内の障害福祉サービス提供事業所	市内の障害者関係団体
調査方法	郵送、手交、電子メール等による配布～回収	郵送、手交、電子メール等による配布～回収
調査期間	令和5（2023）年6月	令和5（2023）年6月
回収数	17事業所	2団体

【7】参考／国の障害者基本計画（第5次）の概要

国においては、令和5（2023）年3月に「障害者基本法」第11条の規定に基づく「障害者基本計画（第5次）」を閣議決定しており、障害者施策の最も基本的な計画として位置付けています。

「障害者基本計画（第5次）」では、「条約の理念の尊重及び整合性の確保」をはじめ、「共生社会の実現に資する取組の推進」など、全ての施策分野に共通する「横断的視点」において、障害者施策を推進することとしています。

【 障害者基本計画（第5次）の概要 】

基本理念	<ul style="list-style-type: none">● 障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援する● 障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去する
------	---

障害者施策の基本的な方向（施策の体系）
<ol style="list-style-type: none">1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止2 安全・安心な生活環境の整備3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実4 防災、防犯等の推進5 行政等における配慮の充実6 保健・医療の推進7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進8 教育の振興9 雇用・就業、経済的自立の支援10 文化芸術活動・スポーツ等の振興11 国際社会での協力・連携の推進

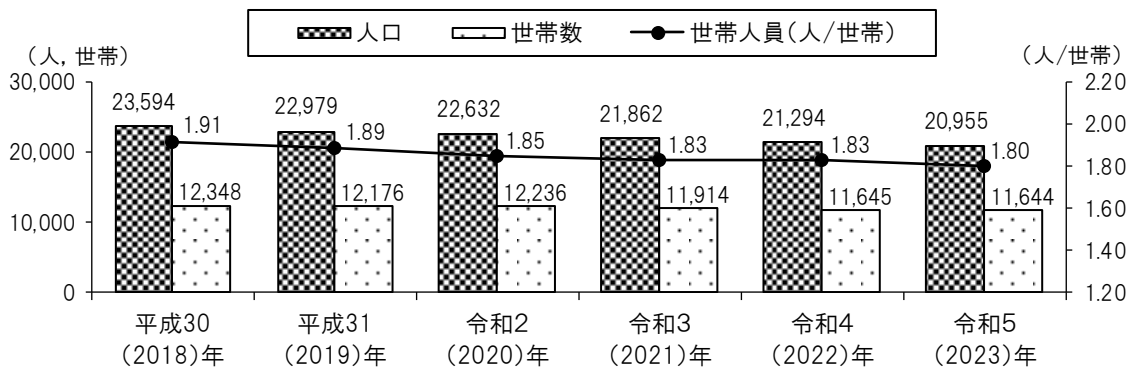
第2章 障害のある人を取り巻く現状

【1】人口の動き

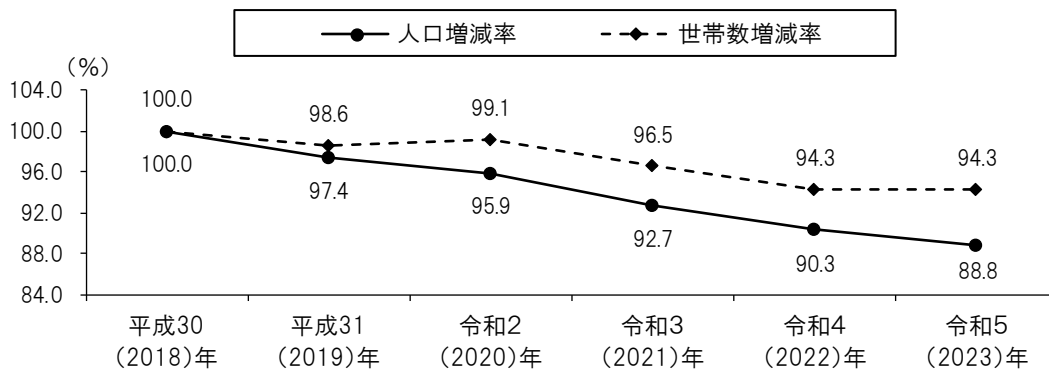
本市の人口は減少傾向にあり、令和5（2023）年3月末日現在 20,955 人（平成30（2018）年を100とした場合 88.8）となっています。世帯数も減少傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成30（2018）年の1.91人から令和5（2023）年で1.80人となっています。

本市の高齢化率は、平成30（2018）年の43.2%から令和5（2023）年で45.7%となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注:増減率は、平成30(2018)年を100とした場合の各年の割合を示している。
資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

【年齢別人口の推移】

単位(人)	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
18歳未満	2,384	2,283	2,170	2,047	1,990	1,944	81.5
65歳以上	10,192	10,090	9,977	9,837	9,739	9,578	94.0
高齢化率(%)	43.2	43.9	44.1	45.0	45.7	45.7	-

注:増減率は平成30(2018)年を100とした場合の令和5(2023)年の割合を示している。
資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

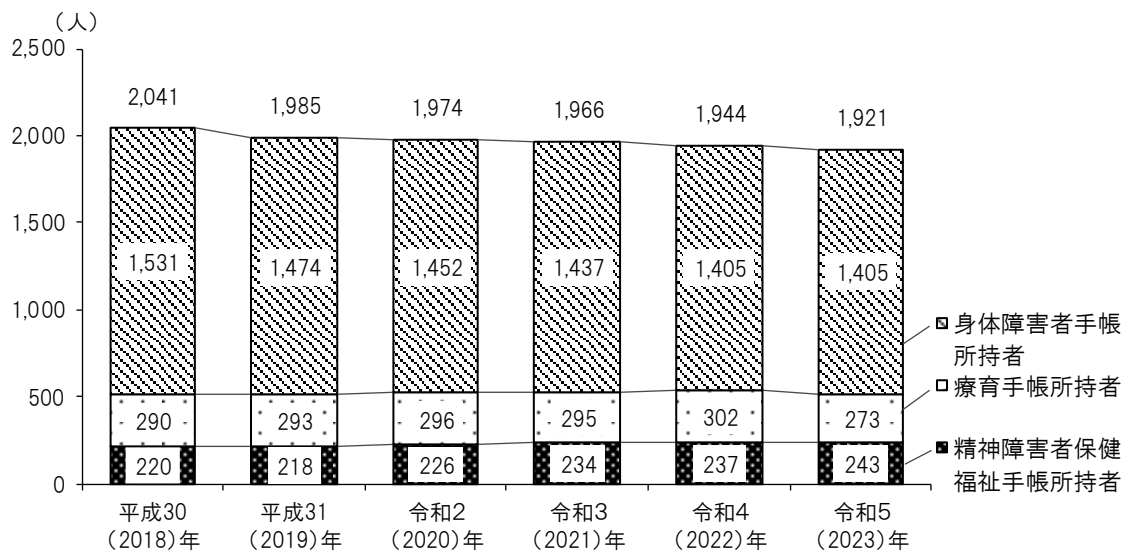
【2】 障害者手帳所持者等の状況

1 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、緩やかな減少傾向にあります。

手帳の種類別で見ると、令和5（2023）年は「身体障害者手帳所持者」が1,405人と最も多く、全体の7割以上（73.1%）を占めています。「療育手帳所持者」は273人（全体に占める構成比14.2%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は243人（同12.7%）となっています。平成30（2018）年からの推移では、「身体障害者手帳所持者」の減少が目立っています。

【 障害者手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
障害者手帳所持者数 合計	2,041	1,985	1,974	1,966	1,944	1,921	100.0
身体障害者手帳 所持者	1,531	1,474	1,452	1,437	1,405	1,405	73.1
療育手帳所持者	290	293	296	295	302	273	14.2
精神障害者保健 福祉手帳所持者	220	218	226	234	237	243	12.7

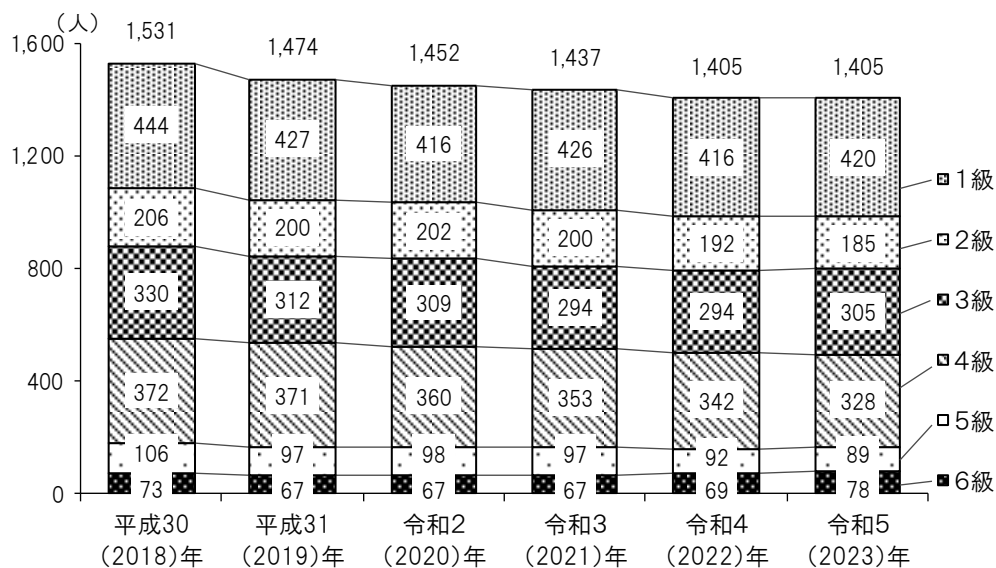
資料：社会福祉課(各年3月末日現在)

2 身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、減少で推移しており、令和5（2023）年は1,405人となっています。

等級別で見ると、令和5（2023）年は「1級」が420人と最も多く、全体の約3割（29.9%）を占めています。次いで「4級」が328人（全体に占める構成比23.3%）、「3級」が305人（同21.7%）の順となっています。年齢別では、65歳以上が8割以上（83.2%）を占め、高齢者の割合が高くなっています。

【 等級別身体障害者手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
身体障害者手帳 所持者数合計	1,531	1,474	1,452	1,437	1,405	1,405	100.0
1級	444	427	416	426	416	420	29.9
2級	206	200	202	200	192	185	13.2
3級	330	312	309	294	294	305	21.7
4級	372	371	360	353	342	328	23.3
5級	106	97	98	97	92	89	6.3
6級	73	67	67	67	69	78	5.6

【 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移 】

単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
合計	1,531	1,474	1,452	1,437	1,405	1,405	100.0
18歳未満	10	10	10	10	9	9	0.6
18～64歳	260	248	237	239	235	227	16.2
65歳以上	1,261	1,216	1,205	1,188	1,161	1,169	83.2

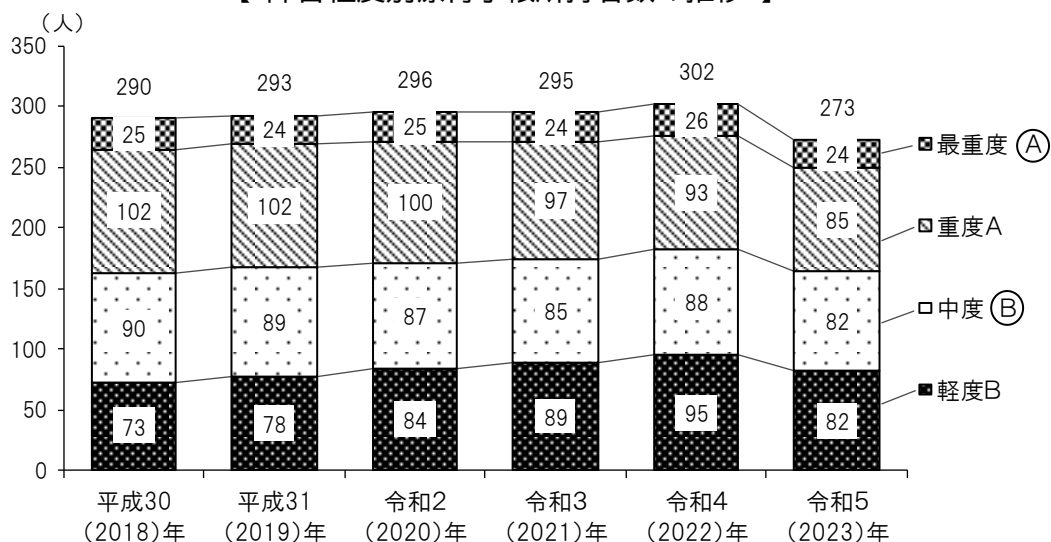
資料：社会福祉課(各年3月末日現在)

3 療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者数は緩やかな増加傾向にありましたが、令和5（2023）年は減少に転じ273人となっています。

障害程度別でみると、令和5（2023）年は「重度A」が85人と最も多く、次いで「中度(B)」「軽度B」が82人、「最重度(A)」が24人の順となっています。また、重度障害者（(A)、A）は、4割となっています。

【 障害程度別療育手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成 30	平成 31	令和2	令和3	令和4	令和5	構成比 (%)
	(2018)年	(2019)年	(2020)年	(2021)年	(2022)年	(2023)年	
療育手帳所持者数合計	290	293	296	295	302	273	100.0
最重度(A)	25	24	25	24	26	24	8.8
重度A	102	102	100	97	93	85	31.2
中度(B)	90	89	87	85	88	82	30.0
軽度B	73	78	84	89	95	82	30.0

【 年齢別療育手帳所持者数の推移 】

単位(人)	平成 30	平成 31	令和2	令和3	令和4	令和5	構成比 (%)
	(2018)年	(2019)年	(2020)年	(2021)年	(2022)年	(2023)年	
合計	290	293	296	295	302	273	100.0
18歳未満	39	35	36	24	37	37	13.5
18～64歳	211	217	216	227	217	197	72.2
65歳以上	40	41	44	44	48	39	14.3

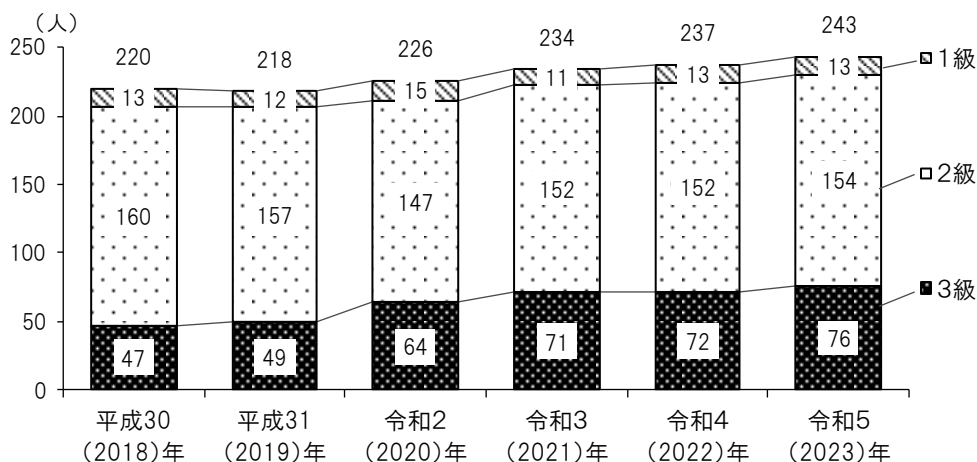
資料：社会福祉課(各年3月末日現在)

4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和5（2023）年は243人となっています。

等級別で見ると、令和5（2023）年は「2級」が154人と最も多く、全体の6割以上（63.4%）を占めています。次いで「3級」が76人（全体に占める構成比31.3%）、「1級」が13人（同5.3%）の順となっており、「3級」の増加が目立っています。

【 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
精神障害者保健福祉 手帳所持者数合計	220	218	226	234	237	243	100.0
1級	13	12	15	11	13	13	5.3
2級	160	157	147	152	152	154	63.4
3級	47	49	64	71	72	76	31.3

【 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 】

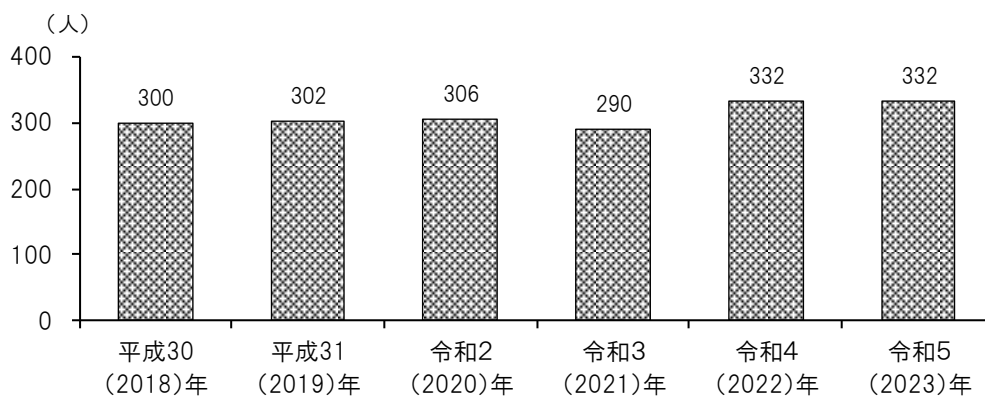
単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
合計	220	218	226	234	237	243	100.0
18歳未満	6	9	9	6	8	10	4.1
18～64歳	158	151	156	168	167	168	69.1
65歳以上	56	58	61	60	62	65	26.8

資料：社会福祉課（各年3月末日現在）

5 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療受給者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年は332人となっています。年齢別では、18～64歳が約7割（68.7%）を占めています。

【 自立支援医療受給者数の推移 】



【 年齢別自立支援医療受給者数の推移 】

単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
合計	300	302	306	290	332	332	100.0
18歳未満	20	23	19	16	18	21	6.3
18～64歳	216	208	212	206	235	228	68.7
65歳以上	64	71	75	68	79	83	25.0

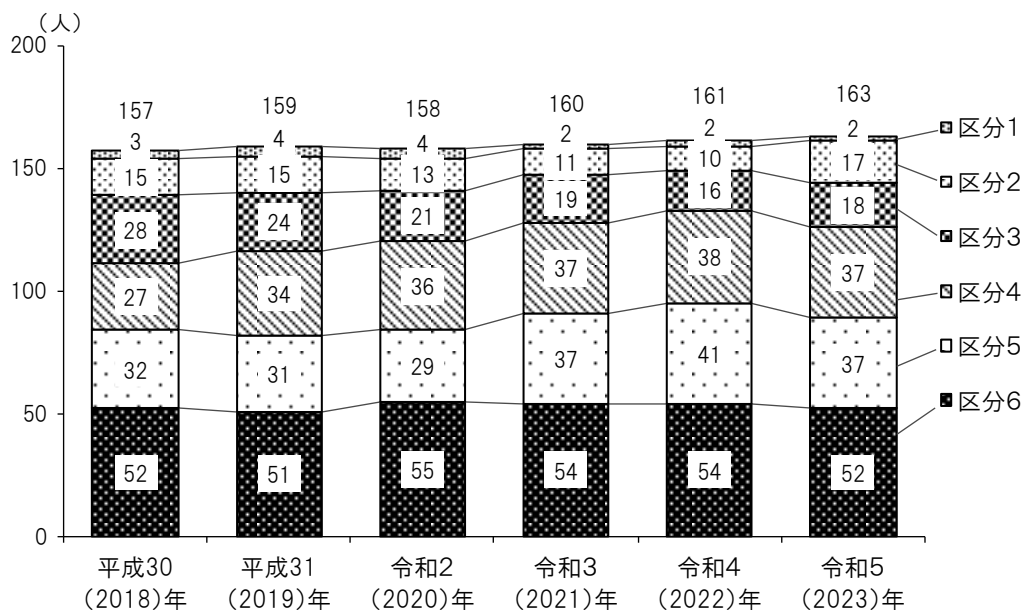
資料：社会福祉課(各年3月末日現在)

6 障害支援区分認定者の状況

本市の障害支援区分認定者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和5（2023）年は163人となっています。

区別でみると、令和5（2023）年は「区分6」が52人と最も多く、次いで「区分4」「区分5」が37人で続いており、平成30（2018）年からの推移では、「区分3」が減少し、「区分4」の増加が目立っています。

【 障害支援区分認定者数の推移 】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	構成比 (%)
合計	157	159	158	160	161	163	100.0
区分1	3	4	4	2	2	2	1.2
区分2	15	15	13	11	10	17	10.4
区分3	28	24	21	19	16	18	11.1
区分4	27	34	36	37	38	37	22.7
区分5	32	31	29	37	41	37	22.7
区分6	52	51	55	54	54	52	31.9

資料：社会福祉課(各年3月末日現在)

7 障害のあるこどもを取り巻く教育環境の状況

本市の小学校・中学校における特別支援学級の在籍者数については、令和5（2023）年で小学校が37人、中学校が15人となっており、近年、中学校の生徒数は増加傾向にあります。

広島県立呉特別支援学校江能分級の在籍者数は、令和5（2023）年で小学部が7人、中学部が7人、高等部が11人となっています。

【 特別支援学級 在籍者数の推移 】

単位(人)	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
小学校	34	38	43	42	37	37
中学校	6	3	8	11	13	15

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

【 特別支援学校（江能分級） 在籍者数の推移 】

単位(人)	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
小学部	1	3	4	8	7	7
中学部	3	5	5	3	7	7
高等部	6	10	9	11	12	11

注:児童・生徒数は江田島市、呉市音戸町及び呉市倉橋町の児童生徒

資料:広島県立呉特別支援学校江能分級(各年5月1日現在)

第3章 調査結果から読み取れる現状と課題

【1】アンケート調査結果から読み取れる課題

1 回答者の状況について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 年齢構成をみると、65歳以上で6割以上を占めており、特に身体障害のある人は8割以上が65歳以上となっています。知的障害のある人は、約3割が29歳以下となっています。
- 知的障害のある人の3割以上、また18歳未満の約6割が「発達障害の診断」を受けています。
- 身体障害のある人の約3割、また65歳以上の3割以上が「介護保険制度の要支援・要介護認定」を受けています。
- 主な介助者は、身体障害のある人の場合「配偶者（夫又は妻）」「こども」、知的障害のある人は「父又は母」が多くなっています。身体障害のある人の主な介助者は、その約7割が60歳以上で、約4割の介助者が健康に不安を感じています。
- 介助者がなくなった場合の支援として「身のまわりの世話をしてくれる人の確保」をはじめ「災害時の避難支援」「緊急時の居場所の確保」「経済的な支援の充実」「相談支援の充実」などが求められています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある人の高齢化を見据えた支援内容の充実をはじめ、若年層の知的障害のある人など、障害区分や年齢による特性の違いに配慮した、きめ細かな支援内容の検討が必要です。● 介助者の高齢化に伴い、家族介助者の負担の軽減を図るとともに、介助者や親亡き後に備え、介助者の確保や相談体制の充実など、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ニーズに応じた生活支援の充実が必要です。
-------	--

2 障害福祉サービスの利用について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 現在利用している障害福祉サービスは「居宅介護（ホームヘルプ）」「生活介護」「就労継続支援（B型）」「短期入所（ショートステイ）」「自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）」が上位を占めています。今後利用したい障害福祉サービスは「就労移行支援」「自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）」「就労継続支援（A型）」「居宅介護（ホームヘルプ）」の順に多くなっています。
- 18歳未満対象では、現在利用している障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」「児童発達支援」「保育所等訪問支援」の順に多く、今後利用したいサービスは「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「児童発達支援」の順となっています。
- 今後、サービスを利用しやすくするために「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」「必要なときにすぐに利用できるようにしてほしい」などが求められています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● <u>自立訓練に対するニーズも比較的高く、スムーズな地域移行に向けた支援が必要です。</u>● 18歳未満では、特に「放課後等デイサービス」や「保育所等訪問支援」のニーズに対する<u>事業所の確保や対応</u>が必要です。● サービスの内容や申請の手続き等について、障害の区分や特性に配慮した<u>分かりやすい情報提供</u>に努めるとともに、<u>申請手続きの簡素化、相談体制の充実や適切なアドバイスに向けた体制づくり</u>が必要です。
-------	--

3 住まいや暮らしについて

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 障害のある人の6割以上が自宅で家族等と暮らしており、自宅で一人で暮らしている人は約2割です。また、半数以上が今後も自宅で家族等と暮らしたいと希望していますが、特に精神障害のある人は一人での暮らし、知的障害のある人ではグループホームでの暮らしを希望する人がそれぞれ多くなっています。
- 地域で安心して暮らすために必要な支援については、特に精神障害のある人で「相談したいときに、身近な場所ですぐに対応してもらえること」「医療や生活にかかる費用の負担が軽減されること」が求められており、知的障害のある人では「災害など緊急のときに、一時的に過ごせる場所があること」が求められています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● <u>在宅や希望する場所で生活ができるよう、経済的負担の軽減をはじめ、障害特性に応じた住環境の整備や相談体制の充実</u>が必要です。● 精神障害のある人にも対応した、<u>地域包括ケアシステムの充実</u>を図る必要があります。医療費の助成等、<u>経済的な支援など国や県の動向を見据えながら、支援の充実を図る</u>必要があります。
-------	---

4 相談について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 相談したいことは、身体障害のある人で「介助してくれる人の健康や体力のこと」、知的障害のある人で「緊急時・災害時のこと」、精神障害のある人で「自分の体調のこと」「生活費や収入のこと」「仕事・就職のこと」などが多くなっています。
- 相談先に対しては「1か所でどんな相談にも対応できること」「身近な地域で相談できること」「障害の特性に応じて専門の相談ができること」などが求められています。
- 江田島市障害者相談支援事業所「ぱすてる」を利用したことがある人は1割程度となっており、約6割は「知らない」と回答しています。
- ピアサポート活動については、半数近くが「参加してみたいと思わない」と回答していますが、約2割は内容を聞いた上で参加を検討してみたいと回答しています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 身近な地域でワンストップ型の相談窓口が求められています。障害の特性や年齢など個別の状況に対応できる専門性のある相談窓口が必要です。● 障害のある人の様々なニーズや困難事例に対応できるよう、研修等の充実による相談支援専門員の技術の向上を図ることが必要です。● ピアサポート活動についての、きめ細かな情報提供により参加を促進していく必要があります。
-------	--

5 就労について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 現在、18歳以上の障害のある人の2割程度が就労しており、そのうち知的障害のある人の4割近くが「福祉施設・作業所等」で工賃をもらって働いています。
- 「福祉施設・作業所等」で働く人の約3割が、今後の一般就労を希望しています。
- 障害のある人が働きやすくなるために「通勤手段が確保されていること」「障害があっても働ける場所が増えること」「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」「職場で差別がないこと」などのニーズが高くなっています。
- 「農福連携」を知っている人は1割未満ですが、農業に従事することに対しては、約3割が「関心がある」と回答しています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 障害の特性に応じた就労場所の拡充、一般企業の障害者雇用に関する理解の促進、また、一般就労への移行や工賃、賃金向上への取組の充実が求められています。ハローワークや就労振興センター、商工会等と連携し、啓発活動や雇用拡大への働き掛けが必要です。● 職場における差別の禁止、短時間勤務や通院しながらの勤務など柔軟な労働条件の整備などが求められています。職場での関係性を良好に保ち、できるだけ職場に長く定着できるよう、就労定着支援事業の利用を促進する必要があります。
-------	---

6 人とのコミュニケーションや社会参加について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 人とコミュニケーションをとるときに約4割が「困ることがある」と回答しており、特に、発達障害のある人や18歳未満の若い人に多くなっています。
- コミュニケーションをとるときに「一度にたくさんのことを言われると混乱する」「自分の言いたいことが相手に伝わらない」「複雑な話や抽象的なことを理解できない」などで困っている人が多く、特に知的及び精神障害のある人で目立っています。
- 近所の人との人間関係について、3割近くが親しい人がいる一方、精神障害のある人の約3割が「ほとんど付き合いはない」と回答しています。
- 他の障害のある人のために手助けできることについては「悩みを聞くことや相談相手になること」が最も多くなっています。
- 社会活動に参加しやすくなるために「一緒に活動する仲間がいること」「障害の特性に応じた社会活動に関する情報の提供」「施設や公共交通機関のバリアフリー化」などが求められています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 障害や障害のある人への正しい理解を深め、合理的配慮の提供など地域共生社会の実現に向けた啓発活動の充実が必要です。● 地域活動への積極的な参加を促進することにより、近所付き合いを深め、助け合いの関係を築くことができるよう、啓発活動を推進する必要があります。
-------	--

7 障害のある人への理解や権利擁護について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 障害のある人に対する地域の人々の理解について3割以上が「進んできた」と回答しています。一方、約4割が「進んでいない」と回答しており、特に精神障害のある人で多くなっています。
- 差別を受けた場合の相談先については「知らない」人が約7割を占めています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある人に対する差別や偏見を解消するため、様々な機会を通じて人権擁護に関する啓発活動を充実する必要があります。● 障害のある人においても、今後、進行するとみられる高齢化を見据えて、総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、相談しやすい体制づくりやアウトリーチ支援など、地域における権利擁護に関する取組の強化が必要です。
-------	---

8 災害時のことについて

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 災害時に「近所に助けてくれる人がいる」と回答したのは約3割で、近所付き合いが薄い人ほど「近所に助けてくれる人がいない」という回答が多くなっています。
- 災害時に必要な対策については「安全な場所まで、すぐに避難できる対策ができていること」「避難先でも適切な医療や薬を受け取ることができること」「障害の特性に応じて、避難場所や被害状況の情報を入手できること」などが求められています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある人やその家族に対し、<u>防災や防犯に対する啓発活動の推進</u>が必要です。地域と協働して、<u>災害時の避難対策と支援体制の充実</u>を図ることが必要です。● 災害時に<u>避難の支援が必要な人の状況の把握</u>に努め、日頃から住民自治組織と連携した<u>災害時の支援体制づくり</u>が必要です。
-------	---

9 療育・保育・教育について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- ほとんどのこどもが、学校等へ通所、通学しており、そのうち約2割が「特別支援学級」で学んでいます。
- こどもの介助等での保護者の不安や悩みは「近くに専門の医療機関や療育機関がない」をはじめ「通院費など経済的な負担が大きい」「何かあったときに世話を頼める人がいない」「余暇や休養など自分の時間が持てない」などの順に多くなっています。
- 保護者が必要とする支援として「相談支援や情報提供の充実」「経済的な支援」「心身のリフレッシュ」などが求められているとともに、こどもに対しては「通園・通学先で障害の特性や発達に合わせた支援をしてくれること」「保育士や教職員が障害への理解を深めること」などが求められています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 障害や発達障害のあるこどもの養育に対する不安や負担を軽減するため、<u>相談体制の充実、レスパイト事業への取組の充実</u>が必要です。● 障害のあるこどもが十分な教育を受けられるよう、<u>合理的配慮や環境の整備</u>をはじめ「共生社会」の実現を目指す<u>インクルーシブ教育*</u>の推進が必要です。
-------	---

※【インクルーシブ教育】障害のあるこどもと障害のないこどもが、お互いに尊重し、支え合いながら学ぶことができる教育の仕組みのこと。障害の有無にかかわらず初等中等教育の機会が与えられることや、障害のあるこどもに対する合理的配慮が提供されることなどが必要とされている。

10 行政の福祉施策について

【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 障害のある人が住みやすいまちをつくるため行政が取り組むべきこととして「障害福祉サービスを利用しやすくする」「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」「すぐに相談できる体制を充実する」「誰もが障害について学び、理解を深める機会を増やす」などが求められています。

今後の課題	● <u>障害福祉サービスの適切な利用の促進</u> をはじめ、 <u>経済的な支援</u> 、 <u>相談体制の充実</u> 、 <u>障害についての理解の促進</u> など、 <u>他職種の関係機関との連携を強化し</u> 、 <u>包括的な支援体制を充実</u> させていく必要があります。
-------	--

【2】障害者支援に関する事業所調査結果から読み取れる課題

本計画の策定にあたって、市内の障害福祉サービス提供事業所に対する調査を実施しました。調査では、次のような現状や課題が指摘されています。

※ 回答者の意図を変えない範囲で要約、整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。

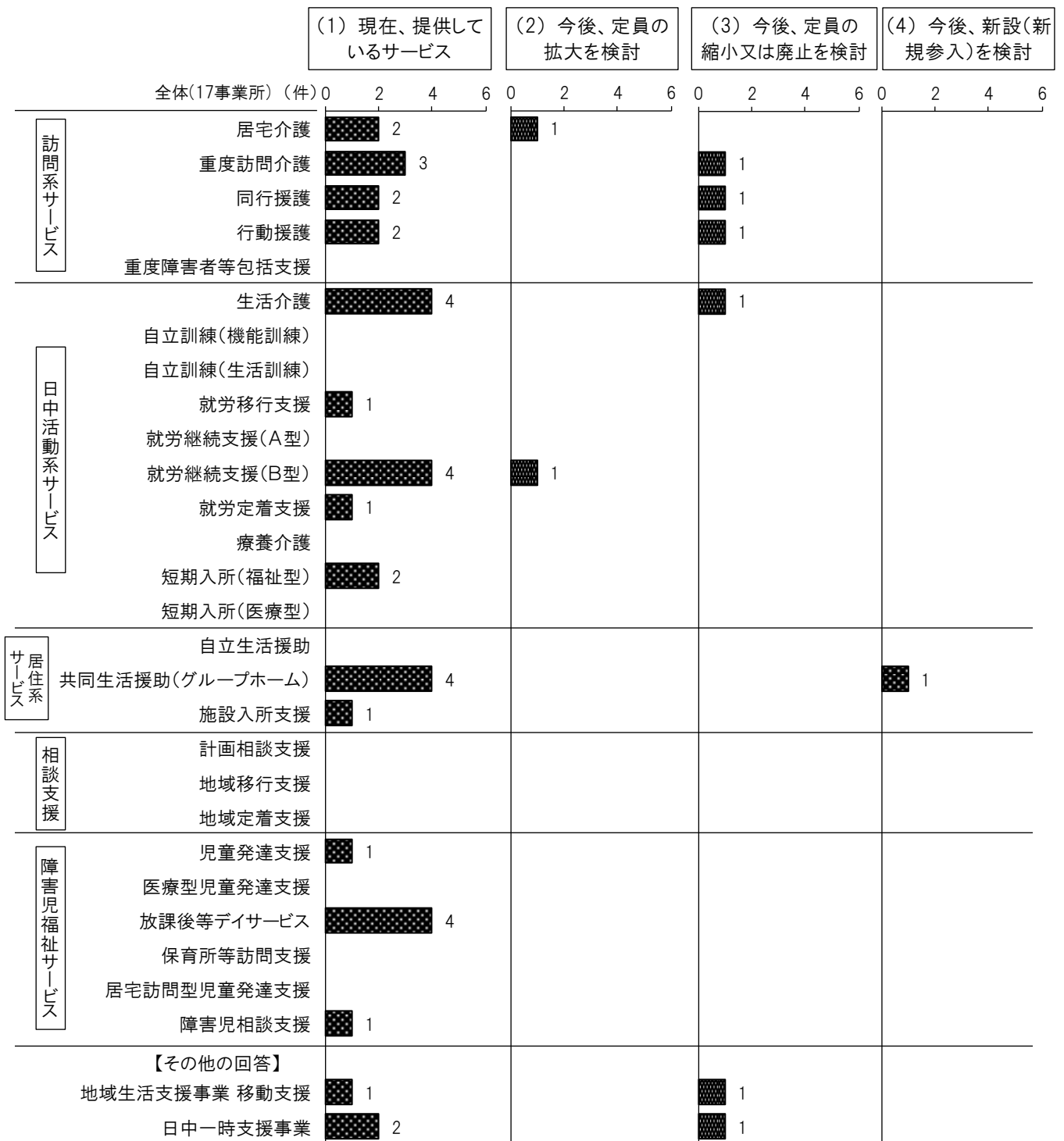
1 障害者福祉事業を運営する上で困っていること（問題点や課題）

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

- 障害者が地域で共存していく難しさ、障害者を受け入れられない地域の方がいること。
- 障害特性が一人ひとり違う難しさがある。
- 身寄りがなく、ご家族の協力が得られない方の支援とその先の支援、家族との関係の難しさ
- 災害時、緊急時の対応
- 平均利用者数が少ないため、職員を増員することが難しい。
- 利用者の作業能力に差がありすぎる。
- 相談支援専門員の質、専門員の「このように支援したい」という考えが強すぎる状況はサービス提供責任者に負担をかけることになる。
- 職員不足、職員の高齢化によるヘルパー不足、特に女性棟への女性職員の夜勤者の不足
- 人材不足、ハローワークや民間の求人広告にも職員募集の広告を出すのが、応募がない。
- 障害者支援施設から介護保険施設への移行、入所中の介護保険の申請ができないなど。
- 職員配置において、資格者の確保が難しい。（社会福祉士、保育士、リハ係資格者、教員など）
- 学校との連携の難しさ
- 就労継続支援B型で利用者の重度高齢化による、作業能力の低下や内容の選別による受託料の減少による平均工賃の維持（給付単価との兼ね合い）への努力
- 利用者定員が満員、新規受付依頼（就労B）が増えている中、満員で受け入れ不可となっている。
- 利用者本人と家族の将来に対する考え方の違い（短期入所、ショート利用についての理解が得られていない。）

2 障害福祉サービスの提供方針について

【 17 事業所の回答の内訳 】



3 障害福祉サービスが利用しやすくなるため必要だと思うこと

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

- SNSや広告等を活用して、どのような施設なのか知ってもらう。興味のある方には見学に来てもらい、実際の雰囲気を見てもらう。明るくオープンにする。
- ヘルパー職員の人数確保
- 障害についての専門知識
- 職員の障害特性の理解
- 特別支援学校を卒業する段階で、江田島市と市内の相談支援事業所が主体となって、特別支援学校の先生に障害福祉サービスや障害福祉制度についての研修会を実施する機会をつくったり、特別支援学校に通っている生徒の保護者に対して、定期的に相談支援事業所の相談員を派遣して相談会の場を設けたりしてはどうか。市の委託事業として実施すれば良いと思う。
- 必要なときすぐに利用できるようにすること。
- 気軽に相談できるようにすること。
- 関係機関との連携
- 支援チーム（相談支援専門員、事業所、医療関係施設、その他福祉サービス事業者等）の明確化と連携の強化
- 職員自身のモチベーション維持のための、目標や福利厚生等
- 利用者向けの分かりやすいパンフレットの作成やそういった情報を相談支援事業所などへ渡しておく。
- 各作業で「本人のやりたい事」と「作業能力、適正」のマッチングをしっかりと行う。

4 人材を定着させるために取り組んでいること

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

- 統一支援のための月1回のミーティング
- 様々な分野の研修や勉強会への参加を促している。
- 相談しやすい環境づくり
- ダブルワークしやすいシフトづくり
- 技術向上のための勉強会
- 資格や能力に応じた適正な評価
- 年次有給休暇の取得を推奨
- 介護福祉士の資格を有する職員に、賞与時に資格一時金を支給
- 人事考課制度の導入
- 資格取得、自己啓発の研修費用の助成
- 定年後の再雇用制度（基本給は定年前と同額、年次有給休暇は持ち越し）
- 学生に対する奨学金貸付（月5万）
- 資格や能力に応じた適正な人事評価、給与
- スタッフにアンケートや説明を行い風通しの良い職場づくりに気を配っている。

- 職員が働きやすい環境の整備
- 全職員（対象外職員へも）への処遇改善、特別処遇改善一時金の支給
- 定期的な職員面談の実施
- 業務負担が偏らないよう、バランスよく業務分担を行う。
- 職員同士で話しやすい雰囲気をつくることで、良好な人間関係づくりを行う。

5 計画策定にあたっての意見や要望

【 主な回答結果（回答要旨：抜粋） 】

- 障害がある方の高齢化問題について江田島市としてどう考えているのか知りたい。
- 専門的な知識を持つ人を増やすための取組をお願いしたい。
- 職員の高齢化が進み、訪問介護事業所は縮小に向かう。これは、自治体や事業所で何とかできる問題ではなく、ヘルパー人材の必要性や報酬など国の制度等が変わらないと難しいと思う。
- 事業所でできることは、ヘルパーという職種の魅力を伝えることだが、事業所単体では難しいので、江田島市老施連の中に「訪問介護部会」のようなものをつくって、情報の共有や魅力の発信ができればと思う。
- 人材不足への対策が急務、今後も人材不足はさらに深刻化する。人材の確保は各施設や病院任せでは、もう成り立たない。若い人が医療、福祉系の道を選ぶことを応援する制度を行政と医療、社会福祉法人が一体となって進めていく必要がある。
- 移動支援等を利用したくても、江田島市内には事業所がなく家族が介助するしかないのが現状なので、障害福祉サービス事業所が増えればよいと思う。
- 施設の光熱費等の補助
- 江田島市長さんが言われる、子育てをしやすい江田島を目指して、学校教育の取組、24時間体制の小児科、公園の整備など島内で生活をしている住民が満足をすることで、住民が外への発信をしていくと思われる。そこには福祉の充実が必ずつながっていくので、赤ちゃんから老後まで切れ目のない支援づくりが今以上にできると良いと思う。
- 放課後等デイサービスを卒業していく子の中で、就労支援事業所に通えないような子の受け皿となる場が少ない。
- 慢性的な人手不足（高齢化率の上昇等）であり、多種多様なボランティア育成、活用を行い、潜在能力の有効活用、江田島市の資源（伝統技術や江田島市内での農・漁・副連携等）が行えるような取組
- 障害のある方が気軽に集まったり、過ごしたりすることのできる場を設置し、福祉、社会、活動等様々な情報を知ることができ、仲間同士でつながれる場の構築

【3】障害者支援に関する関係団体調査結果から読み取れる課題

本計画の策定にあたって、市内の関係団体に対する調査を実施しました。調査では、次のような現状や課題が指摘されています。

※ 回答者の意図を変えない範囲で要約、整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。

1 障害のある人への支援活動を行う上で困っていること（問題点や課題）

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

- 高齢化による、会員の減少や活動量の低下
- 資金不足、周知不足
- 会員はいるが、リーダーや役職を担えてもらえる人が少ない。
- 放課後等デイサービスなどの障害サービスが、少しずつ拡大してきたのは嬉しいことだが、それを利用する児童の保護者さんたちとつながりを持つのが非常に難しい。
- サービスを受けている方同士のつながりが薄く、孤立しているのではないかと考えられる。

2 分野別にみた問題点や課題・必要だと思う取組やアイデア

【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

(1) 障害や障害のある人に対する理解の促進

- 障害の理解に向けて、毎年、市域全体での講演会があるが「支援者が必要と思って実施する内容」と「地域が困っている内容、家族が知りたい内容」で差異がある。
- 家族の立場として、支援者の「これが良い」と思う支援の押し付けを感じることもある。
- 障害種別や特性で、人によって違いがあるので、当事者や家族に対しての理解と柔軟な姿勢について、継続的な研修や講習を実施していただきたい。

(2) 権利擁護・差別解消の推進

- 障害のある方と接することがない方は「これは差別」「これは違う」の判断は難しいことがあると思う。自立支援協議会の権利擁護部会で、江田島市内で実際にあった事例を集約し、どのような状況が権利侵害で、どのように対応して解決したかを共有し、広く周知することが必要であると思う。
- 周知の方法は、事例集をまとめた1枚の用紙を広報紙に差し込む、市、医療機関、社会福祉法人、商工会等のホームページやSNSで広報するなどがあると思う。

(3) 雇用・就労の促進

- 農福連携という言葉をよく目にする。江田島市の地域性を生かしたオリーブやレモンなどどうか。農業関係も人手不足と聞く。サービス事業所とJAが連携して、当事者がやりがいを持って働けるような環境の設定ができればと考える。

- 就労継続支援事業として経営しながら、不応適や病気によって退職する利用者がいるという事実をどう受け止めるか。就労が継続できるように支援されていないという課題を解決するためには、常に支援の内容や質を客観的に点検、指導する体勢が必要不可欠。
- 就労継続支援B型利用者の工賃の低さは深刻。今後の企業誘致条件は、優先的に、収入が低位に置かれている障害者の雇用を入れるべきと考えられる。

(4) 障害のある人の健康づくりの推進

- 家族が支援者に相談しにくい。支援者と顔が見える関係になれば、家族は悩みを打ち明けることができる。
- 現在の日本の医療のあり方を多角的な観点から見つめ直すという視点を持つことが、よりよい福祉行政にも反映してくると思う。

(5) 地域での生活を支援する取組の充実

- 地域生活支援拠点について、当事者の家族でも知らない方は多いと思う。
- 拠点について、家族会から会員に説明できるようになれば、同じ立場の人同士の方が理解してもらいやすいと思う。
- 親亡き後、もしくは親が子を見られない場合を考慮すれば、自宅やアパートで一人で暮らしたい希望の支援の充実を今後は重点にすべきと思う。そのために、アパートの家賃補助や一人暮らしのスキル獲得のためプログラム、支援体制の確立が急務となる。

(6) 障害のあるこどものための療育・保育・教育の充実

- 江田島市内には発達障害の専門医はいないと認識しているので、1年に1回だけでも、専門機関の医師やソーシャルワーカーを江田島市に招いて、家族相談会ができないか。
- 学校を卒業したら「地域で就労して、人々と強調しながら一人暮らしできる社会人」という自立した障害者像を持つべきだと思う。その障害者像から、一人ひとりの特性に応じて、今やるべき課題や今身につけるべきスキルが具体的に明らかになり、見えてくるはずである。

(7) 誰もが暮らしやすいまちづくり

- 精神障害については未だに地域での偏見があるように感じる。
- 当事者を「障害者」として見るのではなく「個性」として見る必要があると考える。
- 「江田島市地域自立支援協議会」の存在自体も活動内容も知らない方が圧倒的に多いと思う。定期的なイベント開催は、周知の有効な方法の一つだと思う。

第4章 前期計画の進捗状況

【1】成果目標の進捗状況

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5（2023）年度末までに、令和元（2019）年度末時点の福祉施設入所者 54 人のうち 2 人（3.7%）を削減目標としていますが、令和4（2022）年度末では施設入所者削減数は 4 人（7.4%）となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元(2019)年度末時点の施設入所者数	54 人 (基準値)	—	—
② 令和5(2023)年度末の施設入所者数	52 人	50 人	—
③ 令和5(2023)年度末の施設入所者の削減見込者数(①-②)	2 人	4 人	—
④ 施設入所者の削減割合(③/①)	3.7%	7.4%	①から 1.6%以上削減
⑤ 令和5(2023)年度末の施設入所者の地域移行者数	4 人	0 人	—
⑥ 地域生活移行率(⑤/①)	7.4%	0.0%	①の 6%以上

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等については、令和4（2022）年度末で1か所整備しており、機能の充実に向けた検証及び検討を年2回実施しています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和5(2023)年度末までの地域生活支援拠点等の整備か所数	1 か所	1 か所	各市町村又は各圏域に1つ以上確保
② 地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数(回/年)	1 回	2 回	年1回以上、運用状況を検証及び検討

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和5（2023）年度末において6人とすることを目標としていますが、令和4（2022）年度末では4人となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元(2019)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	3人 (基準値)	—	—
② 令和5(2023)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	6人	4人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	2.0倍	1.3倍	①の1.27倍以上

(2) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

就労移行支援事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5（2023）年度末において2人とすることを目標としていますが、令和4（2022）年度末では3人となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元(2019)年度末時点の就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数	1人 (基準値)	—	—
② 令和5(2023)年度末時点の就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数	2人	3人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	2.0倍	3.0倍	①の1.30倍以上

(3) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援A型事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5（2023）年度末において2人とすることを目標としていますが、令和4（2022）年度末では0人となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元(2019)年度末時点の就労継続支援A型事業利用者から一般就労への移行者数	1人 (基準値)	—	—
② 令和5(2023)年度末時点の就労継続支援A型事業利用者から一般就労への移行者数	2人	0人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	2.0倍	—	①の1.26倍以上

(4) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援B型事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5（2023）年度末において2人とすることを目標としていますが、令和4（2022）年度末では1人となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和元(2019)年度末時点の就労継続支援B型事業利用者から一般就労への移行者数	1人 (基準値)	—	—
② 令和5(2023)年度末時点の就労継続支援B型事業利用者から一般就労への移行者数	2人	1人	—
③ 一般就労移行割合(②/①)	2.0倍	1.0倍	①の1.23倍以上

(5) 就労定着支援事業の利用者数

令和5（2023）年度末までに一般就労に移行した7割以上の人が就労定着支援を利用することを目標としていますが、令和4（2022）年度末では移行者4人のうち4人が就労定着支援を利用しており、目標を達成しています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和5(2023)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	6人	4人	—
② 令和5(2023)年度末時点の就労定着支援事業の利用者数	5人	4人	—
③ 就労定着支援事業の利用割合(②/①)	83.3%	100.0%	①の7割

(6) 就労定着支援事業所の就労定着率

就労定着支援事業所1か所において、就労定着率を8割以上にすることを目標としていますが、令和4（2022）年度末では目標を達成しています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 令和5(2023)年度末時点の就労定着支援事業所数	1か所	1か所	—
② 令和5(2023)年度末時点の就労定着率が8割以上の事業所数	1か所	1か所	—
③ 令和5(2023)年度末時点の就労定着率8割以上の事業所が全事業所に占める割合(②/①)	100.0%	100.0%	①の7割以上

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、おおむね目標どおりとなっています。また、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数は、目標値を上回っています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度		
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回	1回	3回	3回	—	
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	12人	12人	12人	11人	16人	15人	—	
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	1回	1回	1回	0回	0回	0回	—
	評価	1回	1回	1回	0回	0回	0回	—
④ 精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人	0人	0人	0人	—	
⑤ 精神障害者の地域定着支援	1人	1人	1人	0人	0人	0人	—	
⑥ 精神障害者の共同生活援助	4人	4人	4人	3人	3人	3人	—	
⑦ 精神障害者の自立生活援助	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—	

注1：④～⑦は月間利用者数

注2：令和5（2023）年度は、令和5（2023）年12月末現在

5 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターは、本市では未設置となっています。

保育所等訪問事業については、呉圏域で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築しています。

重症心身障害児に対応した児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス支援事業所は、呉圏域で設置しています。

医療的ケア児支援のための協議の場を設置しており、コーディネーターは令和4（2022）年度末で4人配置しています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
① 児童発達支援センターの設置数	呉圏域で設置	未設置	各市町村に少なくとも1か所以上設置
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	呉圏域で設置	呉圏域で可	各市町に利用できる体制を構築
③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	呉圏域で設置	呉圏域で設置	各市町村に少なくとも1か所以上確保
④ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	呉圏域で設置	呉圏域で設置	各市町村に少なくとも1か所以上確保
⑤ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	本市単独で設置	本市単独で設置	各都道府県、各圏域、各市町村において協議の場を設置
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	本市単独で設置	4人	各都道府県、各圏域、各市町村においてコーディネーターを配置

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等については、おおむね目標どおりとなっています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	
① 総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	—
② 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件	0件	0件	0件	—
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件	0件	0件	0件	—
④ 地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回	—

注：令和5（2023）年度は、令和5（2023）年12月末現在

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービスの質の向上については、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数は、目標値を下回っています。

		目標数値			進捗状況			国の基本指針
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	
① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		2人	2人	2人	1人	1人	1人	—
② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制有無	—	—	有	有	有	有	—
	実施回数	—	—	1回	0回	0回	0回	—

注：令和5（2023）年度は、令和5（2023）年12月末現在

8 発達障害者等に対する支援

発達障害者等に対する支援については、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数は、目標値を上回っています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	5人	5人	5人	0人	13人	10人	—
② ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—
③ ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—

注：令和5（2023）年度は、令和5（2023）年12月末現在

【2】第6期障害福祉計画の進捗状況

1 訪問系サービス

居宅介護の利用者数はおおむね計画どおりですが、利用時間数は計画値を下回っています。

重度訪問介護の利用者数は計画値を下回っていますが、利用時間数は計画値を大きく上回っています。

行動援護は、利用者数、利用時間数共に計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
居宅介護	利用者数/月	21	22	22	18	25	22
	利用時間数/月	188	199	199	144	164	175
重度訪問介護	利用者数/月	2	2	2	1	1	1
	利用時間数/月	10	10	10	13	29	26
同行援護	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	利用者数/月	0	0	0	1	1	1
	利用時間数/月	0	0	0	2	3	2
重度障害者等 包括支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数/月	23	24	24	20	27	24
	利用時間数/月	198	209	209	159	196	203

注：令和5（2023）年度は、令和5（2023）年9月実績分（以下同様）

2 日中活動系サービス

生活介護や就労継続支援（A型）は、利用者数、利用日数共に計画値を下回っていますが、就労継続支援（B型）は利用者数、利用日数共に計画値を上回っています。

療養介護の利用者数は、おおむね計画どおりです。

短期入所（福祉型）は、利用者数、利用日数共に計画値を下回っていましたが、令和5（2023）年度は計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
生活介護	利用者数/月	96	96	96	88	83	81
	利用日数/月	1,929	1,929	1,929	1,882	1,775	1,622
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	2	2	2	0	0	1
	利用日数/月	17	17	17	0	0	15
就労移行支援	利用者数/月	3	4	4	7	6	3
	利用日数/月	48	60	64	156	83	30
就労継続支援 (A型)	利用者数/月	24	25	25	21	22	22
	利用日数/月	470	480	487	422	435	445
就労継続支援 (B型)	利用者数/月	58	59	60	69	69	70
	利用日数/月	1,017	1,032	1,047	1,230	1,172	1,055
就労定着支援	利用者数/月	1	1	5	3	6	4
療養介護	利用者数/月	12	13	13	12	12	12
	利用日数/月	363	390	390	372	372	360
短期入所 (福祉型)	利用者数/月	7	7	7	2	2	10
	利用日数/月	52	52	52	33	33	72
短期入所 (医療型)	利用者数/月	0	0	0	3	2	0
	利用日数/月	0	0	0	17	10	0

3 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）の利用者数は計画値を上回っていますが、施設入所支援の利用者数は計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
自立生活援助	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	27	27	27	30	28	38
	市内の定員 総数見込み	20	20	20	20	20	56
施設入所支援	利用者数/月	54	53	52	54	50	47

4 相談支援

計画相談支援の利用者数は減少傾向にありますが、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
計画相談支援	利用者数/月	94	94	94	113	107	97
地域移行支援	利用者数/月	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	利用者数/月	1	1	1	0	0	0

5 地域生活支援事業

(1) 必須事業

日常生活用具給付等事業について、排泄管理支援用具の利用件数は、令和4（2022）年度までの実績では計画値を上回っています。

移動支援事業の利用者数は、おおむね計画どおりですが、利用時間数は計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値			
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所数	2	2	2	2	2	
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	
成年後見制度利用支援事業	利用件数/年	1	1	1	1	1	0	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	
支意思疎通事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数/月	2	2	2	1	5	0
	手話通訳者設置事業	設置人数/月	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数/年	1	1	1	0	0	0
	自立生活支援用具	利用件数/年	1	1	1	10	0	1
	在宅療養等支援用具	利用件数/年	1	1	1	5	2	0
	情報・意思疎通支援用具	利用件数/年	1	1	1	3	2	0
	排泄管理支援用具	利用件数/年	700	700	700	776	732	599
	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	利用件数/年	1	1	1	2	2	0
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数/年	10	10	10	7	6	10	
移動支援事業	利用者数/月	2	2	2	2	3	1	
	利用時間数/月	20	20	20	10	10	4	
地域活動支援センター(市内)	か所数	0	0	0	0	0	0	
	利用者数/月	0	0	0	0	0	0	
地域活動支援センター(市外)	か所数	0	0	0	0	0	0	
	利用者数/月	0	0	0	0	0	0	

注：令和5（2023）年度について、年単位は令和5（2023）年4月～9月実績分、月単位は令和5（2023）年9月実績分

(2) 任意事業

日中一時支援事業は、利用者数、利用日数共に計画値を下回っています。
訪問入浴サービスの利用者数は、おおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
福祉ホーム	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	利用者数/月	23	23	23	16	15	13
	利用日数/月	97	97	97	92	61	69
訪問入浴サービス	利用者数/月	2	2	2	2	3	3
自動車運転免許取得費	利用者数/年	0	0	0	0	0	0
自動車改造費助成事業	利用者数/年	1	1	1	0	0	1

【3】第2期障害児福祉計画の進捗状況

1 障害児通所支援等

児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者数は計画値を下回っていますが、利用日数は計画値を上回っています。

障害児相談支援の利用者数は、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
児童発達支援	利用者数/月	31	34	37	16	32	31
	利用日数/月	168	178	188	104	243	265
医療型児童 発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用者数/月	65	65	65	50	56	51
	利用日数/月	560	560	560	535	624	707
保育所等 訪問支援	利用者数/月	1	1	1	0	0	1
	利用日数/月	1	1	1	0	0	2
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者数/月	18	18	18	16	25	40
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整する コーディネーター 配置数	人/年	0	0	1	2	4	4

第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

【1】国の基本指針について

1 基本指針の見直し

令和5（2023）年5月、厚生労働省から「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部の改正が告示されました。

基本指針は、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの、本市における「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」で策定すべき事項を定めたものです。

【基本指針見直しの主なポイント（要旨）】

基本指針	見直しのポイント
1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
3 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
5 発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
6 地域における相談支援体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進 ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
7 障害者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
8 「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

基本指針	見直しのポイント
9 障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
10 障害福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ・ I C Tの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉D Bの活用等による計画策定の推進 ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
12 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重、支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
14 その他：地方分権提案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間の柔軟化 ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2 成果目標の見直し

国の基本指針では、計画期間が終了する令和8（2026）年度末の成果目標について、次のとおり掲げています。

【 成果目標（令和8（2026）年度）末の目標）の見直しのポイント（抜粋） 】

1 施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- 精神病床における1年以上入院患者数・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

3 地域生活支援の充実

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。【新規】

4 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進する。【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

5 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築する。
- 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築する。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- 各都道府県において、医療的ケア児支援センターを設置する。【新規】
- 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する。【新規】

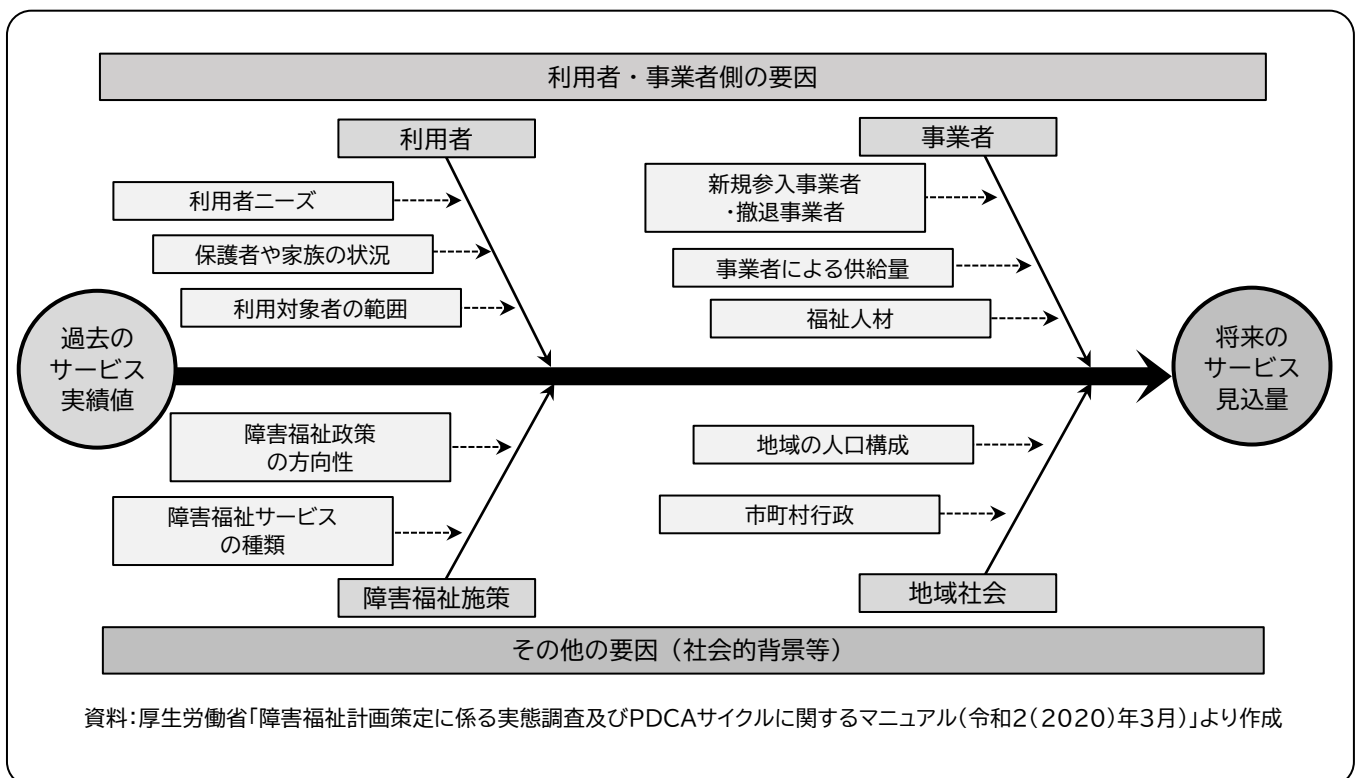
6 相談支援体制の充実・強化等

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置する。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制を確保する。【新規】

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

【参考資料／障害福祉サービス見込量の算出にあたっての考え方】



【2】成果目標の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和4（2022）年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8（2026）年度末における地域生活への移行者数の目標値を設定します。

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和4（2022）年度末時点の施設入所者6%以上が地域生活に移行する。
- ② 令和8（2026）年度末の施設入所者数を、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

■ 本市の目標 ■

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 令和4（2022）年度末時点の施設入所者数50人に対して、令和8（2026）年度末までに3人（6%）が地域で暮らすことを目指します。

	数値	備考
施設入所者数	50人	・令和4(2022)年度末時点の入所者数(A)
施設入所者の地域生活への移行者数	3人	・令和8(2026)年度末までの地域生活への移行者数(B)
地域生活への移行率	6.0%	(B/A)

(2) 施設入所者の削減

- 令和4（2022）年度末時点の施設入所者数50人に対して、令和8（2026）年度末までに施設入所者数を3人（6%）減らすことを目指します。

	数値	備考
施設入所者の削減数	3人	・令和8(2026)年度末時点での削減見込者数(C)
施設入所者の削減割合	6.0%	・令和4(2022)年度末時点の入所者数(A)からの削減割合(C/A)

目標達成に向けた取組方策

- 地域生活への移行の促進にあたっては、現在の施設入所者の地域生活への移行と、新たな施設入所希望者については、個々のニーズに応じて住み慣れた地域で継続して生活ができるよう、地域生活における様々な支援を提案します。
- 障害のある人の悩みや生活課題など、多様な相談への対応をはじめ、福祉サービスの適切な提供と利用促進を図ります。また、希望する場所で暮らすことができるよう、住まいの確保や自分らしく活動できる居場所を提供するなど、様々な生活支援策を講じます。

2 地域生活支援の充実

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和8（2026）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点を整備する。
- ② 令和8（2026）年度末までの間、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について、年間の見込み数を設定する。

■ 本市の目標 ■

（1）地域生活支援拠点等の状況

- 令和8（2026）年度末までに、コーディネーターを6人、障害福祉サービス事業所等の担当者を5人配置し、運用状況の検証及び検討を年1回実施します。

	令和8(2026)年度
① 地域生活支援拠点等の設置状況	1か所
② コーディネーターの配置人数	6人
③ 地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	5人
④ 運用状況の検証及び検討 (支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数)	1回/年
⑤ 地域生活支援拠点における効果的な支援体制の構築及び緊急時の連絡体制の構築	有

（2）強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備

- 令和8（2026）年度末までに、強度行動障害を有する障害者のニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携し、効果的な支援ができる体制を整備します。

	令和8(2026)年度
① 強度行動障害を有する障害者に関するニーズ把握等の実施	有
② 強度行動障害を有する障害者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備	有

目標達成に向けた取組方策

- 地域自立支援協議会などにおいて、複数の障害福祉サービス事業所などが連携してチーム支援ができる体制を整備することで、障害のある人の地域生活の支援が効果的かつ円滑に行えるよう努めます。

3 福祉施設から一般就労への移行

■ 国の基本指針 ■

【福祉施設から一般就労への移行に関する目標】

- ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- ② 上記①のうち、就労移行支援事業から、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
- ③ 上記①のうち、就労継続支援A型事業から、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績のおおむね1.29倍以上を目指す。
- ④ 上記①のうち、就労継続支援B型事業から、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績のおおむね1.28倍以上を目指す。
- ⑤ 就労定着支援事業の利用者数については、令和3（2021）年度末の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

【就労移行支援事業所から一般就労への移行に関する目標】

- ⑥ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、就労移行支援事業所全体の5割以上とする。

【就労定着支援事業所利用後の就労定着率[※]に関する目標】

- ⑦ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※【就労定着率】過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合

■ 本市の目標 ■

- 令和8（2026）年度末までに7人が福祉施設から一般就労することを目指します。
- 就労移行支援事業利用者から、令和8（2026）年度末までに4人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援A型事業利用者から、令和8（2026）年度末までに1人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援B型事業利用者から、令和8（2026）年度末までに2人が一般就労することを目指します。
- 令和8（2026）年度末までに10人が就労定着支援を利用することを目指します。

	令和3 (2021) 年度	令和8 (2026) 年度	比較 (国の指針)
① 一般就労への移行	4人	7人	1.75倍 (1.28倍)
② 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	3人	4人	1.33倍 (1.31倍)
③ 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	0人	1人	— (1.29倍)
④ 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	1人	2人	2.00倍 (1.28倍)
⑤ 就労定着支援事業の利用者数	3人	10人	3.33倍 (1.41倍)

- 就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合を5割以上にすることを目指します。

	令和8(2026)年度
就労移行支援事業所数	1か所
就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	1か所
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	100% (50%以上)

- 就労定着支援事業利用終了後の就労定着率を7割以上にすることを目指します。

	令和8(2026)年度
就労定着支援事業所数	1か所
就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が7割以上の事業所数	1か所
就労定着率が7割以上の事業所の割合	100% (25%以上)

目標達成に向けた取組方策

- 障害のある人の経済的自立と社会参加に向けて、関係機関との連携を強化し、事業所などへの啓発を推進し、雇用の拡大を図ります。
- 障害のある人が、希望に応じて就労し収入を得られるよう、就労継続支援事業の充実を図るとともに、継続して働くことができる環境づくりに努めます。

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、入所施設等から地域生活への移行、地域での定着支援などを推進します。

■ 国の基本指針 ■

- ① 市町村ごとの「保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込み」を設定する。
- ② 「保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込み」を設定する。
- ③ 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる「協議の場における目標設定及び評価の実施回数」を設定する。
- ④ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑤ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑥ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑦ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑧ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

■ 本市の目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	16人	16人	16人
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
④ 精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人
⑤ 精神障害者の地域定着支援	1人	1人	1人
⑥ 精神障害者の共同生活援助	5人	6人	7人
⑦ 精神障害者の自立生活援助	0人	0人	0人
⑧ 精神障害者の自立訓練(生活訓練)	1人	1人	1人

注：④～⑧は月間利用者数

目標達成に向けた取組方策

- 精神障害のある人の地域移行促進のため、地域自立支援協議会などの既存の協議会を活用した協議の場の活性化を図ります。
- 精神障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民への理解促進や啓発を図ります。
- 自立生活援助については、これまでの利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

5 障害児支援の提供体制の整備等

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和8（2026）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ② 令和8（2026）年度末までに、全ての市町村において、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③ 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④ 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ⑤ 令和8（2026）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
- ⑥ 令和8（2026）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。

■ 本市の目標 ■

	令和8 (2026)年度
① 児童発達支援センターの設置数	1か所
② 保育所等訪問支援事業所の箇所数	1か所
③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所
④ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	1か所
⑤ 保育所等訪問支援等の活用による障害児の地域社会への参加・包括(インクルージョン)の推進体制の構築	1か所
⑥ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	有
⑦ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	4人

目標達成に向けた取組方策

- 地域における障害のあるこどもの重層的な支援体制の構築に向けて、地域自立支援協議会などにおける検討を踏まえ、保育所等訪問支援も兼ね備えた児童発達支援センターについては、呉圏域での設置に努めます。
- 主に重症心身障害児に対応した事業所の確保については、呉圏域である呉市との連携により、既存の施設を活用します。
- 医療的ケア児に必要な支援について、地域自立支援協議会で協議し、体制づくりに努めます。

【 参考／圏域の設定 】

広島県では、市町の単独ではなく、広域的に実施する必要がある各種施設やサービスを整備するため「障害者総合支援法」に規定する「当該都道府県が定める区域」となる、7つの「障害保健福祉圏域」を設定しています。本市は「呉障害保健福祉圏域」に属します。

圏域名	市町名	市町数
広島障害保健福祉圏域	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	8
広島西障害保健福祉圏域	大竹市、廿日市市	2
呉障害保健福祉圏域	呉市、江田島市	2
広島中央障害保健福祉圏域	東広島市、竹原市、大崎上島町	3
尾三障害保健福祉圏域	三原市、尾道市、世羅町	3
福山・府中障害保健福祉圏域	福山市、府中市、神石高原町	3
備北障害保健福祉圏域	三次市、庄原市	2

6 相談支援体制の充実・強化等

■ 国の基本指針 ■

- ① 令和8（2026）年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。
- ② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。
- ③ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数を見込む。
- ④ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組実施回数を見込む。
- ⑤ 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込む。
- ⑥ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数を見込む。

■ 基幹相談支援センターの配置等の状況に関する目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① 基幹相談支援センターの設置状況	0 か所	0 か所	1 か所
② 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0 件	0 件	2 件
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0 件	0 件	1 件
④ 地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	0 回	0 回	1 回
⑤ 個別事例の支援内容の検証の実施回数	0 回	0 回	2 回
⑥ 主任相談支援専門員の配置数	0 人	0 人	2 人

■ 国の基本指針 ■

- ⑦ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数を見込む。
- ⑧ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数を見込む。
- ⑨ 協議会の専門部会の設置の有無
- ⑩ 協議会の専門部会の実施回数を見込む。

■ 協議会での検討状況に関する目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
⑦ 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2回	2回	2回
⑧ 参加事業者・機関数	4	4	4
⑨ 専門部会の設置	有	有	有
⑩ 専門部会の実施回数	2回	2回	2回

目標達成に向けた取組方策

- 市には基幹相談支援センターはありませんが、基幹相談支援センターと同様の機能を担っている相談支援事業所「ぱすてる」があります。「ぱすてる」を中心に、関係機関との連携を強化します。
- 定期的に事例検討会等を開催し、相談支援専門員の確保と質の向上に向けた取組を進めます。

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

■ 国の基本指針 ■

- ① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
- ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。
- ③ 都道府県が実施する指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無
- ④ 都道府県が実施する指導監査結果の関係自治体との共有回数

■ 本市の目標 ■

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		2人	2人	2人
② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制有無	有	有	有
	実施回数	1回	1回	1回
③ 指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無		有	有	有
④ 指導監査結果の関係自治体との共有回数		1回	1回	1回

目標達成に向けた取組方策

- 職員の資質向上を図るため、研修等への参加を促進します。
- 適切なサービスの提供を行う観点から、支援計画の質の向上に向けた取組を進めます。

8 発達障害者等に対する支援

■ 国の基本指針 ■

- ① 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数及び実施者数の見込みを設定する。
- ② 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- ③ 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

■ 本市の目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10人	10人	10人
② ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	0人	0人	0人
③ ペアレントメンター的人数	0人	0人	0人
④ ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人

目標達成に向けた取組方策

- アンケート調査結果では「障害のある人やその家族など、同じ立場の人に相談ができること」に対するニーズは、知的障害や精神障害のある人で高くなっています。今後、ピアサポート活動の内容を分かりやすく周知し、活動を促進する体制の整備に努めます。
- 本市では、ピアサポーター等の支援者の養成や配置は実施していませんが、障害のある仲間同士が気軽に集まり、お互いの障害を理解し交流を深め、協力しながらレクリエーションなどを行う場としてのサロンを月に1回程度開催しており、毎回一定程度の参加がみられます。今後も、サロンの開催を継続しながら、ピアサポーター等の支援者の養成や配置の検討を進めます。

【3】第7期障害福祉計画

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障害者を取り巻く現状の変化や第6期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障害者ニーズの分析などを踏まえて、次のとおり設定します。

1 訪問系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
居宅介護	利用者数/月	18	25	22	27	27	27
	利用時間数/月	144	164	175	189	189	189
重度訪問介護	利用者数/月	1	1	1	1	1	1
	利用時間数/月	13	29	26	29	29	29
同行援護	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	利用者数/月	1	1	1	1	1	1
	利用時間数/月	2	3	2	3	3	3
重度障害者等 包括支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数/月	20	27	24	29	29	29
	利用時間数/月	159	196	203	221	221	221

注：令和5（2023）年度は、令和5（2023）年9月実績分（以下同様）

確保の方策

- 支援を必要とする人に適切なサービスを提供できるよう計画相談の適正化に努め、訪問系サービス提供事業所との連携を強化します。
- 施設や病院などから地域生活に移行する人や重度障害のある人が地域で安心して生活できるよう、訪問系サービスの充実に努めます。
- 介護人材育成事業や奨学金免除制度などの周知を行い、ヘルパー等の人材を確保し、より質の高いサービスを提供できるよう努めます。
- 重度障害者等包括支援については、現状、これまでの利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

2 日中活動系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
生活介護	利用者数/月	88	83	81	80	78	76
	利用日数/月	1,882	1,775	1,622	1,600	1,560	1,520
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	0	0	1	1	1	1
	利用日数/月	0	0	15	10	10	10
就労移行支援	利用者数/月	7	6	3	8	8	8
	利用日数/月	156	83	30	115	115	115
就労継続支援 (A型)	利用者数/月	21	22	22	21	21	21
	利用日数/月	422	435	445	420	420	420
就労継続支援 (B型)	利用者数/月	69	69	70	79	84	90
	利用日数/月	1,230	1,172	1,055	1,335	1,420	1,521
就労定着支援	利用者数/月	3	6	4	8	9	10
療養介護	利用者数/月	12	12	12	12	12	12
	利用日数/月	372	372	360	372	372	372
短期入所 (福祉型)	利用者数/月	2	2	10	7	7	7
	利用日数/月	33	33	72	49	49	49
短期入所 (医療型)	利用者数/月	3	2	0	2	2	2
	利用日数/月	17	10	0	10	10	10

確保の方策

- 生活介護や自立訓練については、障害のある人の日常生活を支える基本的なサービスとして、適切な利用促進と情報提供に努めます。
- 就労移行支援や就労継続支援については、自立支援に向けた日中活動の主要サービスの1つとして新規利用を促進し、一般就労へ移行できるよう、企業への障害者雇用拡大に向けた働き掛けを行います。
- 短期入所については、日頃から緊急時に備えるため、また介護者の休息を確保するため、相談支援事業所と連携して定期的な利用を促進します。
- 自立訓練（生活訓練）については、市内に事業所がないものの、障害のある人の社会復帰や自立促進に必要なサービスのため、利用しやすい環境づくりに努めます。
- 自立訓練（機能訓練）は、これまで利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

3 居住系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立生活援助	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	30	28	38	45	50	55
	市内の定員 総数見込み	20	20	56	56	56	56
施設入所支援	利用者数/月	54	50	47	48	47	46

確保の方策

- 共同生活援助（グループホーム）については、地域生活への移行を進めるための重要な施設の1つであることから、地域の理解を深めながら、利用しやすい環境づくりに努めます。
- 施設入所支援については、障害支援区分に基づき、必要な人が入所できるよう適切な支援に努めます。
- 自立生活援助については、これまでの利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

4 相談支援

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画相談支援	利用者数/月	113	107	97	127	137	147
地域移行支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0

確保の方策

- 計画相談支援については、サービス利用計画モニタリングなど、サービス支給決定の根拠となるため、適正なサービス利用につなげられるよう相談支援の質の向上を図ります。地域自立支援協議会とも協働し、サービス提供事業所との連携強化を図ります。
- 地域移行支援、地域定着支援については、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、必要な時に適切な支援が受けられる事業所の体制の充実を図るとともに、支援が必要な方に対しサービスの情報提供を行います。

5 地域生活支援事業

(1) 必須事業

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所数	2	2	2	2	2
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用件数/年	1	1	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数/月	1	5	0	7	7
	手話通訳者設置事業	設置人数/月	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数/年	0	0	0	1	1
	自立生活支援用具	利用件数/年	10	0	1	3	3
	在宅療養等支援用具	利用件数/年	5	2	0	2	2
	情報・意思疎通支援用具	利用件数/年	3	2	0	2	2
	排泄管理支援用具	利用件数/年	776	732	599	846	846
	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	利用件数/年	2	2	0	2	2
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数/年	7	6	10	15	15	15
移動支援事業	利用者数/月	2	3	1	4	4	4
	利用時間数/月	10	10	4	15	15	15
地域活動支援センター(市内)	か所数	0	0	0	0	0	0
	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センター(市外)	か所数	0	0	0	0	0	0
	利用者数/月	0	0	0	0	0	0

注：令和5（2023）年度について、年単位は令和5（2023）年4月～9月実績分、月単位は令和5（2023）年9月実績分

【地域生活支援事業のサービス概要】

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障害に関する地域住民の理解を深めるための、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修・啓発を実施することにより、障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障害のある人等やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うとともに、地域の相談支援事業者等からの相談に応じ、専門的な指導・助言、情報収集・提供などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障害のある人の権利を擁護するため、判断能力が不十分な知的障害又は精神障害のある人に、後見人等の報酬等必要となる経費の全部又は一部について助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることが困難な人に対して、意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障害のある人等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修費を給付すること等により、自立した生活を促進します。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した人を養成し、意思疎通を図ることが困難な聴覚障害者等との交流活動の場の充実を図ります。
移動支援事業	地域における自立生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター	地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会の提供により社会との交流を促進することで、障害のある人等の地域における生活を支援します。

確保の方策

- 「理解促進研修・啓発事業」については、市民に対して広く障害や障害のある人への理解を深めるため、広報活動や講演会の開催などを中心に実施します。
- 「相談支援事業」については、障害のある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うものです。多様な相談ニーズに的確に対応できるよう、また、障害のある人が自らサービスを適切に選択できるよう相談支援体制の充実を図ります。
- 「成年後見制度利用支援事業」については、関係機関と連携して実施します。「成年後見制度法人後見支援事業」については、今後、障害のある人のニーズなどを見極めながら、実施についての検討を進めます。
- 「意思疎通支援事業」については「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」及び「手話奉仕員養成研修事業」を実施するとともに、引き続き手話通訳者の設置に努めます。
- 「日常生活用具給付等事業」については、障害のある人の日常生活のニーズに応じた用具を、適切に給付できるよう努めます。
- 「移動支援事業」については、利用者の状況を把握しながら、サービスが提供できる事業所の確保に努めます。
- 「地域活動支援センター」は、障害のある人が通い、地域の実情に応じて創作的活動や生産活動、社会との交流等を体験できる場です。本計画期間内において設置は予定していませんが、今後、障害のある人のニーズなどを見極めながら、設置についての検討を進めます。

(2) 任意事業

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
福祉ホーム	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	利用者数/月	16	15	13	13	13	13
	利用日数/月	92	61	69	70	70	70
訪問入浴サービス	利用者数/月	2	3	3	4	4	4
自動車運転免許取得費	利用者数/年	0	0	0	1	1	1
自動車改造費助成事業	利用者数/年	0	0	1	1	1	1

【任意事業のサービス概要】

サービス名	概要
福祉ホーム	家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な障害のある人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く。）で、現に住居を求めている障害のある人を対象に、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行います。
日中一時支援事業	自宅で障害者を介護する人が、疾病や冠婚葬祭等の理由で介護ができなくなったとき、又は休息が必要になったときに、障害者等を施設等で日帰りで預かり、食事や入浴、介護等、必要な支援を提供します。
訪問入浴サービス	重度の身体障害のある人を対象に、居宅に訪問し、入浴のサービスを提供します。
自動車運転免許取得費 自動車改造費助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

確保の方策

- 「日中一時支援事業」については、介護サービス事業所なども含めた新規事業者の参入を促進し、提供体制の充実に努めます。
- 任意事業については、障害のある人などのニーズを踏まえ柔軟に対応できるように、事業について検討していきます。

【4】第3期障害児福祉計画

障害児福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障害児を取り巻く現状の変化や第2期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障害児ニーズの分析などを踏まえて、次のとおり設定します。

1 障害児通所支援等

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
児童発達支援	利用者数/月	16	32	31	38	38	38
	利用日数/月	104	243	265	288	288	288
医療型児童 発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用者数/月	50	56	51	52	52	52
	利用日数/月	535	624	707	700	700	700
保育所等 訪問支援	利用者数/月	0	0	1	1	1	1
	利用日数/月	0	0	2	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者数/月	16	25	40	30	30	30
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整する コーディネーター 配置数	人/年	2	4	4	4	4	4

注：児童発達支援は、令和6（2024）年4月1日から福祉型と医療型が統合

確保の方策

- 「児童発達支援」については、本計画期間において需要の増加が見込まれます。児童発達支援事業所などとの連携を強化するとともに、サービス提供事業所の確保、充実に努めます。
- 早期発見、早期療育を推進していくために、母子保健事業や認定こども園などとの連携により、支援が必要なこどもの状況把握に努め、家族などの理解を得ながら、適切な療育につなげます。
- 「障害児相談支援」を充実させるために、相談支援専門員の育成や障害児通所支援事業所などとの連携強化を図り、相談支援の質の向上に努めます。
- 医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材を確保するため、県が実施する医療的ケア児に係る、関連分野の支援を総合調整するコーディネーターを養成するための研修などへの参加を促進します。
- 医療型と居宅訪問型の児童発達支援については、これまでの利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

第6章 計画の推進

【1】推進体制

1 計画の周知及び市民意識の反映

本計画の推進にあたっては、市の広報紙やホームページ等、様々な場を活用し、本計画に基づく取組内容についての周知に努め、障害のある人の福祉に対する市民の意識の向上を図ります。また、様々な機会を捉えて、障害のある人や関係団体、市民等からの意見やニーズを聞き取り、施策への反映を図ります。

2 関係機関・各種団体等との連携

本計画を効果的かつ計画的に推進するため、国や県をはじめ、他の自治体等の情報を的確に把握するとともに、市民、関係機関や各種団体等との連携を図ります。

3 江田島市保健福祉審議会 障害者福祉部会の意見反映

本計画は、有識者、関係団体等で構成する「江田島市保健福祉審議会 障害者福祉部会」の意見や提言を基に策定しており、計画の推進にあたっては、同審議会の意向を十分に尊重しながら施策への反映を図ります。

4 庁内の推進体制の充実

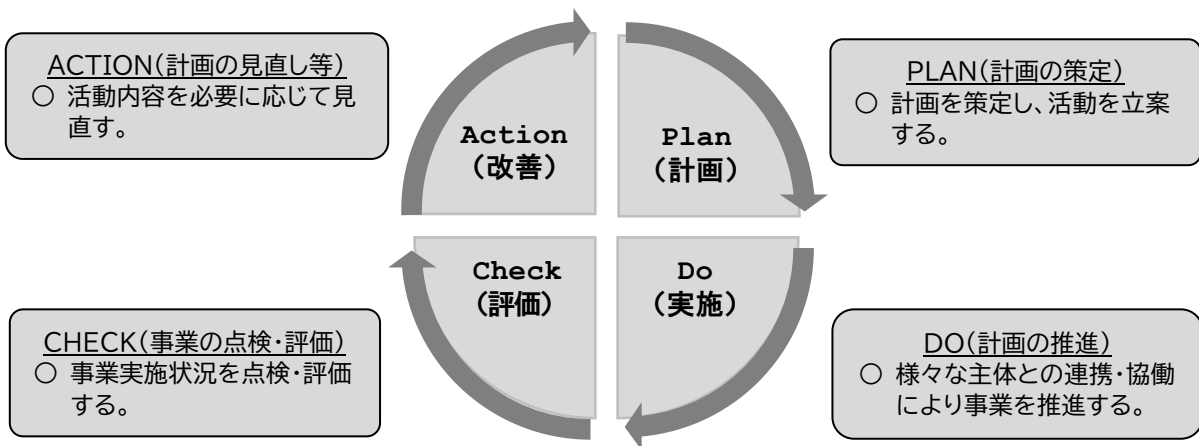
本計画は、市政の幅広い分野にわたる計画でもあり、長期的な視点に立ち、全庁的に計画を着実に推進していく必要があります。関係する部署間の総合的な調整を行い、連携の強化を図りながら、地域福祉に関する取組を総合的かつ効果的に推進します。

【2】推進状況の進行管理

庁内においては、定期的に、本計画の進捗状況調査を実施します。

本計画の着実な進行に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【 参考／PDCAサイクルによる進捗評価 】



【1】江田島市保健福祉審議会規則

平成16年11月1日

規則第101号

(趣旨)

第1条 江田島市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び委員その他の構成員並びにその運営に関しては、市長の附属機関の設置に関する条例（平成16年江田島市条例第22号）第3条の規定に基づき、この規則に定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 高齢者福祉計画に関する事項
- (2) 介護保険事業計画に関する事項
- (3) 障害者福祉計画に関する事項
- (4) 地域福祉計画に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保健福祉に係る基本的な計画に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 議会議員
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 介護保険施設関係者
- (4) 子育て・保育・教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 介護保険被保険者の代表者及び障害者団体の代表者等
- (7) 住民団体の代表者

3 前項に掲げるもののほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、3年以内とし、調査審議する事項及び任期を定めて任用する。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会には、委員の互選により委員長、副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別な事項を調査審議するため必要があるときは、委員長は、臨時委員を審議会に出席させることができる。この場合において、前2項の規定の適用については、臨時委員を委員とみなす。
- 5 審議会は、会議について必要と認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会は、部会を置くことができる。部会の委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 4 第5条の規定は、部会長について準用する。
- 5 審議会は、その決議により、部会の議決をもって審議会の決定とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。
(平成20年1月13日から平成22年3月31日までに選任される委員の特例措置)
- 2 平成20年1月13日から平成22年3月31日までに選任される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成19年12月26日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月12日規則第35号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月8日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の江田島市行政組織規則の規定及び改正後の江田島市保健福祉審議会規則の規定は、平成27年度以後の高齢者福祉計画について適用する。

附 則 (令和6年2月26日規則第3号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

【2】江田島市保健福祉審議会 障害者福祉部会 委員名簿

(敬称略)

No	所属	役職	氏名	備考
1	江田島市議会	議員	筧本 語	
2	医療法人社団 吉田会	理事長	吉田 昌平	部会長
3	社会福祉法人 江能福祉会	理事長	小尻 学	
4	社会福祉法人 江田島市社会福祉協議会	会長	堂野崎 平	
5	江田島市民生委員児童委員協議会	代表	川尻 博文	
6	江田島市保育連盟	会長	山下 千華	
7	江田島市小学校長会	代表	畠藤 邦子	
8	江田島市中学校長会	代表	宮本 好章	
9	江田島市教育委員会	教育長	岡田 學	
10	江田島市身体障害者福祉協議会	会長	本庄 信幸	
11	江田島市心身障がい児者家族会	会長	越野 陽子	
12	江田島市精神障害者家族会	会長	藤井 伸	

江田島市 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発 行 / 令和6（2024）年3月
発 行 者 / 江田島市 福祉保健部 社会福祉課
〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原 505 番地
電 話（0823）43-1638
FAX（0823）57-4432
